

## 国立大学法人高知大学岡豊事業場の勤務時間等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第31号

最終改正 令和7年3月25日規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の規定に基づき、岡豊事業場における勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(始業・終業時刻等の特例)

第3条 別表1に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、職員就業規則第35条第2項、第36条第3項の規定により、同表の定めるところによる。

2 別表1に掲げる職員の各人ごとの各日の始業及び終業の時刻及び休憩時間の時間帯は、勤務表により、原則として1か月ごとに、各1か月が始まる7日前までに通知する。ただし、業務上の必要がある場合には、始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯を変更することがある。この場合において、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。

(1か月単位の変形労働時間制による勤務時間)

第4条 職員就業規則第37条の規定により、別表2に掲げる職員については、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は1か月を平均して38時間45分以内とする。

2 学長は、別表2に掲げる医学部附属病院診療業務に従事する職員のうち、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則第110条に定める要件に該当する医師（以下「特定対象医師」という。）について、次に掲げるいずれかの方法により継続した休息時間を確保しなければならない。

(1) 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間を確保すること。

(2) 宿日直許可のない宿日直勤務又は夜勤に従事した場合は、始業から46時間以内に18時間の連続した休息時間を確保すること（宿日直許可のない宿日直勤務又は夜勤に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。)

3 学長が、医療法施行規則附則第116条に定めるやむを得ない理由により、前項の規定

により確保することとした休息时间（以下この項において「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができる。

- 4 別表2に掲げる職員の各人ごとの各日の始業、終業の時刻及び休憩時間の時間帯並びに休日は、勤務表により、原則として1か月ごとに、起算日の7日前までに定め、該当する職員に通知する。ただし、業務上の必要がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合において、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。
- 5 前項の規定により特定された休日において業務上の必要により、勤務することを命ずる必要がある場合は、当該休日をあらかじめ当月内の他の勤務日に振り替える（以下この項において「休日の振替」という。）ことができる。ただし、当該休日の振替を行った後において週の所定労働時間は1か月を平均して38時間45分以内としなければならない。

（4週間単位の変形労働時間制による勤務時間）

第5条 職員就業規則第37条の規定により、別表3に掲げる職員については、平成16年4月4日を起算日とする4週間（以下「変形期間」という。）単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は変形期間を平均して38時間45分以内とする。

- 2 別表3に掲げる各人ごとの各日の始業及び終業の時刻及び休憩時間の時間帯並びに休日は、勤務表により、原則として4週間の単位期間ごとに、起算日の7日前までに定め、該当する職員に通知する。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合においては、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。
- 3 前項の規定により特定された休日において業務上の必要により、勤務することを命ずる必要がある場合は、当該休日をあらかじめ変形期間内の他の勤務日に振り替える（以下この項において「休日の振替」という。）ことができる。ただし、当該休日の振替を行った後において週の所定労働時間は変形期間を平均して38時間45分以内としなければならない。

（変形期間途中採用者等の勤務時間）

第6条 第4条又は第5条に規定する変形期間の途中において同条の規定が適用されることとなった職員の当該変形期間の所定勤務時間については、同条の規定にかかわらず、

適用されることとなった日から当該変形期間の末日までの期間を平均して1週38時間45分以内とする。

- 2 当該変形期間の各日の始業、終業の時刻及び休憩時間帯は、勤務表により定め、あらかじめ通知する。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(専門業務型裁量労働制の勤務時間)

第7条 職員就業規則第37条の規定に基づき、別表4に掲げる職員については、労使協定を締結して、専門業務型裁量労働制を適用することができる。

- 2 前項の職員の業務の遂行手段及び時間配分については、職員の裁量に委ねるものとし、前項の職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみなす。
- 3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、職員就業規則第35条第1項及び第36条第2項に規定される所定始業時刻及び終業時刻、所定休憩時間を基本とする。ただし、業務の遂行に必要な始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は専門業務型裁量労働制が適用される職員の裁量によるものとする。
- 4 休日は、就業規則第40条の定めによるものとする。
- 5 前4項のほか専門業務型裁量労働制について必要な事項は、労使協定により定める。

(非常勤職員の勤務時間帯等)

第8条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第27条第2項及び第28条の規定により、同規則第2条に規定する非常勤職員にも適用する。ただし、非常勤職員各人ごとの各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、同規則第8条に規定する雇用契約締結の際に明示する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第7条の規定により、勤務時間が割り振られている職員であつて、施行日において第5条の規定が適用される職員にあつては、施行日から起算日の前日までの期間については、施行日の前日に既に割り振られている勤務時間をもって、第5条の規定により決定された始業、終業の時刻及び休憩時間等の時間帯とみなす。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 99 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 106 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 26 日規則第 57 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日規則第 11 号）

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日規則第 79 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 10 日規則第 10 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 27 日規則第 20 号）

この規則は、平成 29 年 9 月 27 日から施行する

附 則（平成 30 年 6 月 14 日規則第 17 号）

この規則は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則 86 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年1月22日規則第24号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第59号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第121号）  
この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規則第50号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第106号）  
この規則は、令和7年3月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
一	日勤	A1	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		A2			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A3			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
	早出 1	B1	午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		B2			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		B3			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
	早出 2	B4	午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		B5			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		B6			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
	遅出 1	C1	午前 9 時 00 分	午後 5 時 45 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		C2			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		C3			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
	遅出 2	D1	午前 9 時 30 分	午後 6 時 15 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで
		D2			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		D3			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで
遅出 3	E1	午前 10 時 00 分	午後 6 時 45 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで	
	E2			午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで	
	E3			午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	

別表2（第4条関係）

区分		適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	A8	医学部附属病院臨床検査業務に従事する職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	A9		午後0時30分	午後9時15分	午後4時00分から 午後5時00分まで
深夜	B8		午後5時15分	午前0時00分	午後9時15分から 午後10時00分まで
			午前6時45分	午前8時30分	
夜勤	N16		午後4時00分	午前9時30分	午後9時00分から 午後10時00分まで 午前3時00分から 午前4時00分まで
午前 半日	C4		午前8時30分	午後0時30分	
	C4'		午前8時30分	午後0時15分	
午後 半日	D4		午後1時15分	午後5時15分	
	D4'		午後1時15分	午後5時00分	
	DA4		午後4時00分	午後8時00分	
	DA4'		午後4時00分	午後7時45分	
	DB4		午後5時00分	午後9時00分	
	DB4'		午後5時00分	午後8時45分	
	DC4		午後6時00分	午後10時00分	
	DC4'		午後6時00分	午後9時45分	
早出	E8		午前7時00分	午後3時45分	午前11時00分から 午後0時00分まで
	F8	午前7時30分	午後4時15分	午前11時30分から 午後0時30分まで	
	FA8	午前8時00分	午後4時45分	午前11時00分から 午後0時00分まで	
遅出	GA8	午前9時00分	午後5時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで	
	G8	午前9時30分	午後6時15分	午後0時30分から 午後1時30分まで	
日勤 ・ 深夜	I16	午前8時30分	午前0時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで	
		午前6時45分	午前8時30分	午後9時15分から 午後10時00分まで	

二	早出 半日	J4		午前 6 時 00 分	午前 10 時 00 分	
	早出	A6	医学部附属病院診療放射線業務に従事する職員	午前 7 時 00 分	午後 2 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A7		午前 7 時 00 分	午後 3 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A8		午前 7 時 00 分	午後 3 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		B6		午前 7 時 30 分	午後 3 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		B7		午前 7 時 30 分	午後 3 時 30 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		B8		午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		C6		午前 8 時 00 分	午後 3 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		C7		午前 8 時 00 分	午後 4 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		C8		午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		日勤		D6	午前 8 時 30 分	午後 4 時 15 分
	D7		午前 8 時 30 分	午後 4 時 30 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで	
	D8		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで	
	遅出	E6	午前 9 時 45 分	午後 5 時 30 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		E7	午前 9 時 45 分	午後 5 時 45 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		E8	午前 9 時 45 分	午後 6 時 30 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		F6	午前 10 時 30 分	午後 6 時 15 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		F7	午前 10 時 30 分	午後 6 時 30 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		F8	午前 10 時 30 分	午後 7 時 15 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 00 分まで	
		G6	午後 1 時 00 分	午後 8 時 45 分	午後 5 時 00 分から 午後 6 時 00 分まで	
		G7	午後 1 時 00 分	午後 9 時 00 分	午後 5 時 00 分から 午後 6 時 00 分まで	
	日勤 ・ 深夜	I16	午前 8 時 30 分	午前 0 時 00 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで	
			午前 6 時 45 分	午前 8 時 30 分	午後 9 時 15 分から 午後 10 時 00 分まで	
	深夜	N8	午後 5 時 15 分	午前 0 時 00 分	午後 9 時 15 分から 午後 10 時 00 分まで	



			午前6時45分	午前8時30分		
	午前 半日 4	F4	午前8時30分	午後0時30分		
	午前 半日 3	F3	午前8時30分	午後0時15分		
	午後 半日 4	G4	午後1時15分	午後5時15分		
	午後 半日 3	G3	午後1時30分	午後5時15分		
三	日勤	A8	医学部附属病院薬 剤業務に従事する 職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	日勤 ・ 深夜	B16		午前8時30分	午前0時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
				午前6時30分	午前8時30分	午後5時15分から 午後6時15分まで
	深夜	C16		午後3時00分	午前8時30分	午後7時00分から 午後8時00分まで 午前5時00分から 午前6時00分まで
四	日勤	A8	医学部附属病院患 者に対する栄養管 理の業務に従事す る職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	遅出	B9		午前10時30分	午後8時30分	午後1時00分から 午後2時00分まで
		F5		午後0時45分	午後5時15分	
	早出	C7		午前8時00分	午後3時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	半日 直	D5		午前8時00分	午後0時30分	
	日直	E11		午前8時00分	午後8時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
五	日勤	A8	医学部附属病院患 者に対する調理及 び配膳の業務に従 事する職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	早出	C8		午前5時00分	午後2時00分	午前8時00分から 午前8時15分まで 午後0時00分から 午後1時00分まで
		D8		午前7時00分	午後4時00分	午前8時00分から 午前8時15分まで 午後0時00分から 午後1時00分まで
		E8		午前8時00分	午後4時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	遅出	G8		午前11時00分	午後8時00分	午後0時00分から 午後0時30分まで

						午後2時45分から 午後3時30分まで
	六		医学部附属病院で 卒後臨床研修を行 う職員	勤務表において指定		
七 日勤		DD1	医学部附属病院臨 床工学業務に従事 する職員	午前7時00分	午後3時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL10		午前7時00分	午後5時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL3		午前7時00分	午後7時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL4		午前7時00分	午後7時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		DD2		午前7時30分	午後4時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL11		午前7時30分	午後6時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL6		午前8時00分	午後2時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		DD3		午前8時00分	午後4時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL7		午前8時30分	午後3時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		D1		午前8時30分	午後5時15分	午前11時00分から 午後0時00分まで
		D2				午後0時00分から 午後1時00分まで
		D3				午後1時00分から 午後2時00分まで
		L8		午前8時30分	午後6時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		L9		午前8時30分	午後6時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		LL9		午前8時30分	午後7時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		L10		午前8時30分	午後7時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		L11		午前8時30分	午後8時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		L3		午前8時30分	午後9時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		L4		午前8時30分	午後9時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
		DD4		午前9時00分	午後5時45分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	U8	午後1時00分	午後9時45分	午後5時00分から 午後6時00分まで		

	午前 半日 4	AA4		午前 8 時 00 分	午後 0 時 00 分	
		A4		午前 8 時 30 分	午後 0 時 30 分	
	午前 半日 3	AA3		午前 8 時 00 分	午前 11 時 45 分	
		A3		午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分	
	午後 半日 4	P4		午後 1 時 15 分	午後 5 時 15 分	
	午後 半日 3	P3		午後 1 時 30 分	午後 5 時 15 分	
	夜勤	N8		午後 5 時 15 分	午前 0 時 00 分	午後 9 時 15 分から 午後 10 時 00 分まで
		午前 6 時 45 分	午前 8 時 30 分			
八			医学部附属病院診療業務に従事する職員（専門業務型裁量労働制の適用職員を除く。）	勤務表において指定		
九	日勤	A1	医学部附属病院の救急救命処置業務に従事する職員	午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A2		午前 8 時 00 分	午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A3		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
		A4		午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分	午後 1 時 00 分から 午後 2 時 15 分まで
	遅出	B1		午後 0 時 15 分	午後 9 時 00 分	午後 4 時 15 分から 午後 5 時 15 分まで
		B2		午後 1 時 15 分	午後 10 時 00 分	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで
	深夜	C1		午後 5 時 00 分	午前 10 時 00 分	午後 6 時 00 分から 午後 6 時 30 分まで
						午後 11 時 00 分から 午後 11 時 30 分まで
		C2				午前 4 時 00 分から 午前 4 時 30 分まで
				午後 5 時 00 分	午後 0 時 00 分	午後 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで
				午前 1 時 30 分から 午前 3 時 00 分まで		
				午前 6 時 30 分から 午前 7 時 30 分まで		

		C3	午後 9 時 00 分	午前 8 時 30 分	午前 3 時 00 分から 午前 6 時 45 分まで
		C4	午前 0 時 00 分	午前 8 時 45 分	午前 5 時 00 分から 午前 6 時 00 分まで

別表3 (第5条関係)

区分		適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間
一	早出	医学部附属 病院に勤務 する看護職 員	午前7時00分	午後3時45分	午前11時30分から 午後0時30分まで
					午前11時45分から 午後0時45分まで
			午前7時30分	午後4時15分	午前11時30分から 午後0時30分まで
					午前11時45分から 午後0時45分まで
			午前8時00分	午後4時45分	午前11時30分から 午後0時30分まで
					午前11時45分から 午後0時45分まで
	日勤		午前8時30分	午後5時15分	午前11時00分から 午後0時00分まで
					午前11時30分から 午後0時30分まで
					午後0時00分から 午後1時00分まで
					午後0時30分から 午後1時30分まで
					午後1時00分から 午後2時00分まで
					午後1時30分から 午後2時30分まで
			午前8時30分	午後6時30分	午前11時30分から 午後0時30分まで 午後3時00分から 午後3時15分まで
					午後0時30分から 午後1時30分まで 午後3時30分から 午後3時45分まで
					午前11時00分から 午後0時00分まで
午前9時30分	午後6時15分	午後11時30分から 午後0時30分まで			
		午後0時00分から 午後1時00分まで			
		午後0時15分から 午後1時15分まで			
		午後0時30分から 午後1時30分まで			
		午後1時00分から 午後2時00分まで			
		午前11時30分から 午後0時30分まで 午後4時30分から 午後4時45分まで			

		D16			午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から 午後 5 時 45 分まで
		D17	午前 8 時 30 分	午後 9 時 30 分	午前 11 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで 午後 4 時 30 分から 午後 4 時 45 分まで
		D18			午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から 午後 5 時 45 分まで
	遅出	L1	午前 10 時 15 分	午後 7 時 00 分	午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで
		L2			午後 0 時 45 分から 午後 1 時 45 分まで
		L3			午後 2 時 15 分から 午後 3 時 15 分まで
		T1	午前 11 時 15 分	午後 8 時 00 分	午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで
		T2			午後 0 時 45 分から 午後 1 時 45 分まで
		T3			午後 2 時 15 分から 午後 3 時 15 分まで
		T4			午後 2 時 45 分から 午後 3 時 45 分まで
	U1	午後 0 時 15 分	午後 9 時 00 分	午後 3 時 15 分から 午後 4 時 15 分まで	
	準夜	J1	午後 4 時 15 分	午前 1 時 00 分	午後 8 時 00 分から 午後 9 時 00 分まで
		J2			午後 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで
		J3			午後 9 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで
		J4			午後 9 時 45 分から 午後 10 時 45 分まで
深夜	N1	午前 0 時 30 分	午前 9 時 15 分	午前 2 時 30 分から 午前 3 時 30 分まで	
	N2			午前 3 時 00 分から 午前 4 時 00 分まで	
	N3			午前 3 時 45 分から 午前 4 時 45 分まで	
	N4			午前 4 時 00 分から 午前 5 時 00 分まで	
	N5			午前 4 時 30 分から 午前 5 時 30 分まで	
準夜深夜	J1N1	午後 6 時 00 分	午前 9 時 00 分	午後 9 時 15 分から 午後 9 時 45 分まで 午前 1 時 00 分から 午前 2 時 00 分まで	

	J1N1'			午後9時30分から 午後10時00分まで 午前2時00分から 午前3時00分まで
	J1N1''			午後9時45分から 午後10時15分まで 午前3時00分から 午前4時00分まで
	J2N2			午後9時15分から 午後9時45分まで 午前1時00分から 午前2時00分まで
	J2N2'	午後4時15分	午前9時15分	午後9時30分から 午後10時00分まで 午前2時00分から 午前3時00分まで
	J2N2''			午後9時45分から 午後10時15分まで 午前3時00分から 午前4時00分まで
	J3N3			午後11時00分から 午後11時30分まで 午前2時00分から 午前3時00分まで
	J3N3'	午後8時00分	午前9時00分	午前0時00分から 午前0時30分まで 午前3時00分から 午前4時00分まで
	J3N3''			午前1時00分から 午前1時30分まで 午前4時00分から 午前5時00分まで
	J4N4			午後11時00分から 午後11時30分まで 午前2時00分から 午前3時00分まで
	J4N4'	午後8時30分	午前9時30分	午前0時00分から 午前0時30分まで 午前3時00分から 午前4時00分まで
	J4N4''			午前1時00分から 午前1時30分まで 午前4時00分から 午前5時00分まで

別表4（第7条関係）

	区分	適用職員
一	教授研究の業務に従事する者 で主として研究に従事する者	<p>教授、准教授、講師、助教</p> <p>1週間当たり38時間45分の常時勤務を要する特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－PD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－RPD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－CPD）</p> <p>フルタイム勤務者の教授（再雇用大学教員）、准教授（再雇用大学教員）、講師（再雇用大学教員）、助教（再雇用大学教員）</p> <p>（上記の職員のうち、専門業務型裁量労働制に関する労使協定（以下「協定」という。）で定める範囲に属する者であって、協定の有効期間ごとに専門業務型裁量労働制の適用を受けることに同意した者に限る。）</p>